

# ○東京藝術大学寄附講座規則

〔平成9年1月1日〕  
制 定

改正	平成9年4月1日	平成10年4月16日
	平成13年3月26日	平成16年4月1日
	平成19年3月28日	平成19年9月25日
	平成22年5月21日	平成25年10月24日
	平成29年11月16日	令和4年9月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、本学における寄附講座の設置及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 寄附講座は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用して、本学の主体性のもとに設置運営し、本学の教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において「寄附講座」とは、講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により教員給与、研究費、旅費、光熱水費等その運営に必要な経費を賄うものをいう。

2 この規則において「部局」とは、各学部（研究科を含む。）、大学美術館、社会連携センター、未来創造継承センター、言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターをいう。

(名称)

第4条 寄附講座には、当該寄附講座における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座の名称には、寄附者又は寄附の趣旨が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第5条 部局の長は、民間等から寄附講座の設置に係る寄附の申込みがあった場合において、当該寄附講座の設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、その設置を学長に申請するものとする。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 寄附申込書（別紙様式1）

(2) 寄附講座の概要（別紙様式2）

(3) 担当教員予定者の履歴書（別紙様式3）及び就任承諾書（別紙様式4）

(設置)

第6条 学長は、教育研究評議会の意見を参考として、当該寄附講座の設置を決定するものとする。

(通知)

第7条 学長は、前条の決定に基づき、当該部局の長に直ちに通知するものとする。

2 部局の長は、前項の通知を受けたときは、その旨を当該民間等の長に通知するものとする。

(存続期間)

第8条 寄附講座の存続期間は、原則として2年以上5年以下とし、更新することができる。更新の手続きは、設置の例による。

(寄附講座の構成)

第9条 寄附講座は、少なくとも特任教授又は特任准教授相当者一人及び特任准教授、特任助教又は特任助手相当者一人を単位として構成するものとする。

(寄附講座教員)

第10条 寄附講座を担当する教員は、寄附講座教員として採用する。

2 前項の寄附講座教員の身分は、特定有期雇用職員及び特定短時間有期雇用職員とする。

3 寄附講座教員の選考は、本学の専任教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

第11条 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究に従事するほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができるものとする。

2 寄附講座を置く部局において、教授会等が必要と認めた場合は、特任教授又は特任准教授に相当する寄附講座教員は、これに出席し、意見を述べるることができるものとする。

(客員教授)

第12条 寄附講座教員は、東京藝術大学客員教授選考規則の定めるところにより、客員教授の称号を付与することができる。

(経費の受入れ)

第13条 寄附講座の経費は、寄附講座における教育研究が実施される全期間にわたって必要な額を、一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実である場合は、年度ごとに必要な経費を受け入れることができるものとする。

2 前項の経費は、東京藝術大学寄附金取扱規則に定めるところにより、寄附金として受け入れるものとする。

(内容等の変更)

第14条 寄附講座の内容等を大きく変更しようとする場合の手続きは、設置の例によるものとする。

(知的財産権の取扱い)

第15条 寄附講座教員が行った発明等に係る知的財産権の取扱いについては、東京藝術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則の定めるところによる。

(成果の報告)

第16条 部局の長は、寄附講座の存続期間が終了したときは、教育研究の成果をとりまとめて、学長に報告するものとする。

(細目)

第17条 この規則に定めるもののほか、寄附講座の設置及び運営に関し必要な事

項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月16日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年3月26日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年11月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年9月15日から施行する。

別紙様式 1

(元号) 年 月 日

殿

寄附申込者  
所在地  
名称  
代表者 [印]

寄 附 申 込 書

東京藝術大学寄附講座規則を遵守のうえ、下記のとおり寄附講座の設置のため、奨学寄付金の寄附を申し込みます。

記

寄附講座の名称	
設置目的	
設置期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日
寄附金額	総額 円
寄付金の使途	
寄附の方法	
備考	

その他の欄には、事務担当者の連絡先及び連絡事項があればご記入願います。

## 別紙様式 2

### 寄 附 講 座 の 概 要

- 1 部局名
- 2 寄附講座の名称
- 3 寄付者
- 4 寄付者の概要
- 5 寄附予定額（施設整備等を併せて寄附する場合はその概要）
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄付金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当予定教員名及び職名
- 10 寄附講座の教育研究領域の概要（カリキュラムを含む。）
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性

別紙様式 3

履 歴 書	
ふ り が な 氏 名	
生年月日(年齢)	
学 歴	
年 月	事 項
職 歴	
年 月	事 項
学会及び社会における活動等	
年 月	事 項
賞 罰	
年 月	事 項
上記のとおり相違ありません。 (元号) 年 月 日 氏名 ⑩	

- (注) 1 「学歴」の欄は、大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められる高校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴のすべてについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。  
なお、学位、称号等についても同欄に記入すること。
- 2 「職歴」の欄は、職歴のすべてについて記入し、職名、地位等についても明記すること。
- 3 「学会及び社会における活動等」の欄は、本人の専攻、研究分野等に関連した事項についてのみ記入すること。

別紙様式 4

就 任 承 諾 書

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

氏名 ⑩

私は、東京藝術大学 寄附講座設置の上は、当該寄附講座担当の  
教員として、(元号) 年 月 日から就任することを承諾します。